



公道走行可能な電動キックボードは課税対象です！

●申告が必要な方

公道走行可能な電動キックボード等を購入した場合は、販売店から「特定小型原動機付自転車（または一般原動機付自転車）」である旨が記載された**販売証明書が発行されます。**

この販売証明書をお持ちの方は、市税事務所、区役所または支所の税務窓口で申告書を提出し標識番号(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。

申告書は、市税事務所、区役所および支所の税務窓口に用意されています（申告書の書き方は **裏面** をご覧ください）。

なお、販売証明書が、申告書と一体となっている場合もあります。その場合は、その申告書を使用してください。

公道走行可能な電動キックボードは、以下の二種類に大別されます。

特定小型原動機付自転車

以下の要件をすべて満たすもので、令和5年7月1日からは16歳以上であれば運転免許証なしでも公道走行可能です。

（要件1）長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること

（要件2）原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること

（要件3）最高速度が20キロメートル毎時以下であること

一般原動機付自転車

上記の特定小型原動機付自転車に該当しないもので、公道を走行するには運転免許証が必要です。

参考

公道を走行する際は、交通ルールを守って乗車しましょう。

また、道路運送車両の保安基準に適合した構造及び装置が必要です。

交通ルールや保安基準などの詳細については、販売店や警察庁等のウェブサイトを確認してください。右記の二次元コードからアクセス可能です。

警察庁HP



国交省HP



● 公道走行可能な電動キックボードの登録（税申告）を行う際の3つの注意点

申告書は、名古屋市内の区役所・支所の税務窓口または市税事務所に用意されています。また、申告書様式や一般的な書き方見本は本市ウェブサイト（本紙下部の二次元コードからアクセスできます。）からダウンロードすることも可能です。申告の際に、ご利用ください。

① 販売証明書(または譲渡証明書)について、「種別」が明示されていることを確認する。

✂ 申告書抜粋 ①

上記 原動機付自転車(特定原付を除く。)・ 特定原付・ 小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。

令和5年7月1日

住所又は所在地 **名古屋市中区正木三丁目5番33号**

氏名又は名称 **ダナモーターズ**

電話番号 **(052) - 324 - 9803**

記入例

販売証明書（または譲渡証明書）は、販売者（または前所有者）が記載する箇所です。別紙で販売証明書（または譲渡証明書）がある場合は、申告書に添付してください。転記する必要はありません。

② 登録する車両の種別を選択する。

✂ 申告書抜粋 ②

種 別	
原動機付自転車	小型特殊自動車
<input checked="" type="checkbox"/> 第一種特定原付(0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 農耕作業用
<input type="checkbox"/> 第一種一般(0.05L又は0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> フォークリフト
<input type="checkbox"/> 第二種乙(0.09L又は0.8kW以下)	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 第二種甲(0.125L又は1.0kW以下)	車輪数 <input type="checkbox"/> 二輪 <input type="checkbox"/> 三輪
<input type="checkbox"/> ミニカー(0.05L又は0.6kW以下)	<input type="checkbox"/> 四輪以上

販売証明書（または譲渡証明書）に記載されている種別を選択してください。特定小型原動機付自転車以外の場合は、定格出力により種別を判断します。

③ 車両情報について、必須項目を記入する。

✂ 申告書抜粋 ③

車名(メーカー名)	型式及び年式	原動機の型式番号
① 車名	型 年式	
車台番号	型式認定番号	③ 定格出力 L kW
② 車台番号		
長さ	幅	最高速度
④ 長さ cm	⑤ 幅 cm	⑥ 最高速度 km/h

必須項目は、項目①車名、②車台番号、③定格出力の3つです。ただし、特定小型原動機付自転車の場合は、上記①から③に加えて④長さ、⑤幅、⑥最高速度も申告する必要があります。

● 申告および問合せ先

(申告先) 市税事務所、区役所および支所の税務窓口

(問合せ先) 金山市税事務所徴収課軽自動車税係
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号
電話番号 052(324)9803 F A X 052(324)9825



詳しくは、市ウェブサイトをご確認下さい。

名古屋市 電動キックボード

右の二次元コードから市ウェブサイトへアクセスが可能です。

